

「国民の知る権利」「報道の自由」を守るため 特定秘密保護法案に 民主党は反対します！



民主党代表 海江田万里 「報道の自由」を守るため、参院でも引き続き特定秘密保護法案に断固反対し戦い抜きます。

「まだ審議が足りない」と国民の皆さんの多くが反対するなか、与党は特定秘密保護法案の委員会採決を強行。11月26日夜の衆院本会議でも可決しました。

民主党は「国民の知る権利」



与党の強行採決に抗議する民主党議員ら（11月26日午前）

衆院で民主党は対案5法案を提出

■公文書管理法改正案■

意図的廃棄を阻止！永久秘密は許さない

公文書のより適正な管理に資するため、情報をいたずらに廃棄せず適切に保存していくためのものです。30年以内に原則公開としています。廃棄ルールをガイドラインで定め、手続きを厳格化します。保存期間満了後も未廃棄文書は保存期間延長と見なします。

■情報公開法改正案■

「国民の知る権利」確立へ内容を充実改正

「国民の知る権利」を守るには特定秘密保護法の前に情報公開法改正が必要と民主党は考え政府与党に強く主張しています。この改正案では「国民の知る権利」を保障する観点から定めたと明示し、情報公開の対象を最大限充実した内容に改正。不開示の理由の付記を義務付け、訴訟で裁判所が対象文書を見るインカメラ（非公開）審理を導入します。

■特別安全保障秘密適正管理法■

国民の権利の制限拡大を阻止する

防衛秘密、特別防衛秘密は対象外として、外交と国際テロに関する必要最小限な情報を「特別安全保障秘密」と指定するものです。また国の保有する情報は本来国民のものであるとの国民主権の理念にのっとり、国民の知る権利、報道の自由を法目的に明文化します。

■情報適正管理委員会設置法案■

秘密指定する範囲を必要最小限にする

第三者機関によるチェックを可能とし、当該行政機関の恣意性を排除するため内閣府に情報適正管理委員会を設置。指定基準は同委員会が定め、また基準非該当の秘密指定を知った秘密取扱者は同委員会への通知義務を負い、同委員会は調査、勧告等を行います。

■国会法改正案■

情報公開のイニシアティブは国会が握る

両院の議長が副議長の意見を聴き、必要と認めた場合は必要な措置（秘密会）を講じた形で、行政機関の長に情報提供を命ずることができるようにするものです。秘密会の在り方等は立法府の決定事項のため政令にゆだねることなく、国会法において別に規定を新設。

■お近くの民主党はこちら

民主党本部

〒100-0014 東京都千代田区永田町 1-1 1-1

TEL 03-3595-9988

FAX 03-3595-9922



国民の皆さんとともに！

参院での強行採決は許さない

12月6日の会期末まであと1週間。まだ審議不十分

国民の皆さんの不安の声	民主党はこう考えます
不安の声 1 隠すのには熱心だけど、情報公開には後ろ向き？	国民が求めた文書を公開しなければならない範囲を増やします。また、重要な情報については、国民が請求しなくても分かりやすくインターネットなどで自発的に情報提供することを、役所に義務づけます。
不安の声 2 都合の悪い秘密を勝手に捨てているんじゃないの？	2007年から2011年の5年間で約34,300件の文書を、防衛省が廃棄していたことが判明しました（現行では合法）。これを禁じ、文書を残し、将来国民が検証できるよう、公文書管理法改正案を提出しています。
不安の声 3 記者が取材できなくなって、知る権利が侵されるのでは？	公務員に対する記者の取材などは従来通りであり、新たに禁止されることは一切ありません。（民主党提案の特別安全保障秘密適正管理法案）
不安の声 4 何でもかんでも秘密に指定されないの？	外国との情報共有のために必要な、外交と国際テロに関する必要最小限の情報に限定します（防衛に関する秘密は現行法制で保護）。また、政府が違法行為を隠すための秘密指定を禁止します。
不安の声 5 政府が何でも秘密にしてしまうのを誰かチェックしないの？	第三者機関（情報適正管理委員会）が何を秘密指定してよいかの基準をつくります。「こんな情報を秘密指定するのはおかしいのでは？」と職員が思ったときは委員会へ通知することを義務づけます。
不安の声 6 国民の代表である国会はカヤの外なの？	国会が政府に秘密提供を求めた場合、現在は政府が提出するかどうか判断しますが、国会が判断できるよう国会法を改正します。

安倍政権の基本姿勢

情報は政府のものという大前提に立ち、なるべく政府が独占したい、多くの情報を秘密指定したい、永遠に公開したくないという姿勢が透けて見える

民主党の基本姿勢

情報は国民のもので知らせるべきものという大前提に立ち、情報は隠すのではなく限られたものだけ保護し、30年後は原則公開する

4党修正案の問題点

VS

民主党案

秘密の範囲と指定権限	特定秘密の定義があいまいで広範囲に及ぶ危険性がある。秘密指定権限をもつ行政機関が多すぎる。「5年経過後に特定秘密を保有したことがない行政機関は秘密指定機関から除く」と修正されたが、官僚が無理に秘密をつくる懸念も。	「外交」と「国際テロ防止」に限定し、「漏えいが外国との情報共有に著しい支障を与える」との明示。秘密の範囲は最小限にすべきという観点から自衛隊法で保護される防衛秘密は除外した。
第三者機関（秘密指定の基準などの監視機関）	秘密の指定や解除の基準を検証・監督する「検証機関」の設置を検討すると付則にあるが、設置時期、メンバー、権限など具体的な内容は不明のまま実現性が乏しい。秘密指定の運用基準も「首相が有識者の意見を聞いて作る」と極めてあいまい。	独立性を高めるため政府ではなく国会が選ぶ委員でつくる「情報適正管理委員会」を設置。秘密を扱う公務員がミス隠すためなど不当な目的で秘密指定することを禁止。不当な秘密指定を内部告発できる仕組みも定めた。秘密指定の運用基準も定める。
秘密指定の期間	政府案で「原則30年」だった秘密の指定期間が修正により、「原則60年」に延び大幅に後退。武器や暗号など7項目は例外。	原則30年と定めている。また、秘密指定期間を30年から延長する場合には「情報適正管理委員会」の承認が必要。
知る権利・報道の自由	秘密を扱う公務員が秘密を漏らした場合の罰則を「懲役10年以下」と厳しく規定。特定秘密の入手を相談したり、そそのかす者への罰則も「懲役5年以下」と定めた。これらにより情報提供や取材活動が萎縮したり知る権利が脅かされる恐れが強い。	公務員に対する取材の制限は従来通りとすることで報道の自由を守る。秘密を扱う公務員への罰則は「懲役5年以下」に。特定秘密の入手のそそのかしなどについても現行の国家公務員法の規定に合わせたものとし、必要以上に処罰対象が広がらないようにした。